

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和二年九月十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和二年九月十四日

2 登録番号

三十六

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

アクト中食株式会社

2 代表者の氏名

平岩由紀雄

3 主たる事務所の所在地

広島市西区草津港二丁目六番六十号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行ふ種類
南島 栄治	広島市西区古江西町二〇番一 八一五〇九号	玄米
上射場 稔	広島市佐伯区五月が丘三丁目 三番二〇号	玄米
中村 郁夫	広島市東区戸坂くるめ木一丁 目一七番一一号	玄米
井掛 勲	三原市大和町萩原二九八一番 番四〇三号	玄米
沖本 健司	広島市東区戸坂中町二丁目四	玄米

中原 雄大	庄原市高野町上里原一七六番	地	庄原市高野町上里原一七六番	中原 雄大
才崎 敏判	広島市安佐北区深川二丁目八番一五号	番	広島市安佐北区深川二丁目八番一五号	才崎 敏判
佐吉 悅文	広島市安佐北区可部南一丁目八番一三〇二号	番	広島市安佐北区可部南一丁目八番一三〇二号	佐吉 悅文
倉本 進	庄原市川西町四〇二番地	三号	庄原市川西町四〇二番地	倉本 進
宇恵 純二	世羅郡世羅町重永一八二〇番	世羅郡世羅町重永一八二〇番	世羅郡世羅町重永一八二〇番	宇恵 純二
作田 将	廣島市安佐北区龜崎二丁目一 番七四一四〇六号	廣島市安佐北区龜崎二丁目一 番七四一四〇六号	廣島市安佐北区龜崎二丁目一 番七四一四〇六号	作田 将
坂本 法義	玄米	玄米	玄米	坂本 法義